

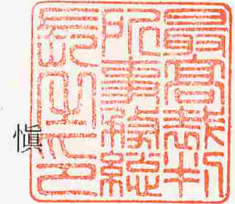
最高裁秘書第1596号

令和2年7月8日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

4月6日付け（同月8日受付，第020047号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

6月2日付け「入寮申込みについて（お知らせ）」と題する文書（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

令和2年6月2日

令和元年度（第73期）

司法修習生 各位

実務修習地 東京，立川，横浜，さいたま，千葉，大阪，京都，神戸，奈良，大津及び和歌山
--

司法研修所事務局総務課長 中村 浩毅

入寮申込みについて（お知らせ）

当研修所における集合修習期間中に寮への入寮を希望する者の入寮申込みを下記のとおり受け付けます。

記

- 1 入寮希望者は、別紙様式による「入寮許可願」を作成の上、「司法研修所（いずみ寮）事務局総務課寮務係」宛ての簡易書留により、**6月26日（金）（同日消印有効）**までに各自郵送する。同日までに「入寮許可願」を発送しない者には入寮を許可しないので、注意する。

なお、「入寮許可願」に虚偽の記載をした場合は、処分されることがある。

- 2 寮として、いずみ寮及びひかり寮を用意する。

入寮希望者が収容可能人数を超える場合、入寮を必要とする事情を総合的に考慮して入寮の許否を判断するが、原則として、以下の順位で割り当てる。

- (1) 通所圏内に住居を有しない者
- (2) 現住所の住居又は自宅（実家を含む。）等の所在地から司法研修所までの通所時間の長い者（なお、抽選の方法を用いて決定する場合がある。）

他方、入寮希望者が収容可能人数に満たない場合でも、入寮申込みの追加受付は行わない。

- 3 「入寮許可願」を提出した者に対する入寮の許否の通知は、実務修習地の地方裁判所宛てに入寮許否の通知書を7月13日（月）頃発送する方法により行う。

- 4 新型コロナウイルス感染状況等の事情により、入退寮日等の変更が生じた際は、改めて連絡する。

司法研修所長 殿

(第73期) 司法修習生

(実務修習地

組 番)

ふりがな

氏 名

印

昭和・平成 年 月 日生 ( 歳) 男・女

## 入 寮 許 可 願

私の住居の状況等は下記のとおりであり、集合修習期間中に寮へ入寮したいので、許可してください。

**入寮中は、司法研修所司法修習生在寮準則等を厳守します。**

記

- 1 実務修習中の現住所 (必ず記載する。)

〒 住 所

電話番号 ( - - )

携帯電話 ( - - )

- 2 1以外の自宅 (実家を含む。)等の住所

(二つ以上ある場合には、下の余白に(2), (3)などと符号を付した上で記載する。)

〒 住 所

電話番号 ( - - )

- 3 喫煙の有無 (寮内は全面禁煙)

有 (電子器具含む。) 無

《以下は1又は2に記載の住所が東京都、神奈川県、埼玉県又は千葉県内にある場合のみ記入》

- 4 1又は2に記載の住所のうち、和光市駅又は大泉学園駅までの所要時間が最短のもの  
(電車を利用しない場合は、司法研修所までの所要時間が最短のもの)

1の住所 2の住所 ( 2以外→ )

- 5 4でチェックを付した住所の最寄り駅等

(1) 電車の利用 利用する ((2)から(4)までも回答)

利用しない (司法研修所までの所要時間)

徒 歩 ( 分)

自 転 車 ( 分)

バ ス ( 分, 乗車停留所名: )

(2) 最寄り駅 線 駅

(3) 最寄り駅からの所要時間 時間 分 (到着駅) 和光市駅 大泉学園駅

(4) 最寄り駅までの移動手段と所要時間

徒歩 分 バス 分 (乗車停留所名: )

- 6 4でチェックを付した住所から司法研修所に通所できない場合は、その理由 (できる限り詳しく記載する。)並びに4でチェックを付さなかった住所 (東京都、神奈川県、埼玉県又は千葉県内にある場合)の利用の可否及び司法研修所までの所要時間